

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月14日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	上水道計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	ラオス及び全途上国
語学の種類	英語

- * 語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス政府は、1999年に発令された首相令 37 において、2020年までに都市部に居住する人口の8割に対して24時間安全な水を供給することを目標に掲げており、また、「第8次国家社会経済開発5カ年計画(NSEDP)(2016-2020)」¹に基づく水道戦略においては、全国水道普及率の目標を2020年までに全人口の9割と定めているが、2015年の都市における水道普及率は64%²にとどまっている。ラオスの水道事業は、公共事業運輸省(MPWT)水道局(DWS)が上水道事業の運営管理責任を担っているものの、上述の首相令により事業運営自体が全て都県に移管され、全国に18存在する都県の水道公社にその経営が委ねられている。

JICAは、技術協力プロジェクト「水道公社事業管理能力向上プロジェクト」(2012年8月～2017年8月)(以下、MaWaSU)において、主に首都ビエンチャン、ルアンパバーン、カムアン県の3水道公社人材を中心に水道事業計画の策定強化を支援した。MaWaSUを通じて3水道公社の事業運営能力は強化されたものの、ほとんどの水道公社において経営基盤が脆弱であり、同国の水道セクターはドナーや民間投資による資金に依存した状況である。官民による適切な水道事業を運営する環境は整っておらず、また、2016年度に実施された「ラオス上水道セクター情報収集・確認調査」では、MaWaSU終了以降に継続的に取り組むべき課題として、1)持続的な経営を可能とする制度構築支援、2)核となる水道公社の更なる能力強化、3)MaWaSUで指導した計画に基づく事業運営方式の全国展開、の3点が確認された。

そこで、JICAは更なる協力として、技術協力プロジェクト「水道公社事業管理能力向上プロジェクト・フェーズ2」(2018年5月～2023年12月)(以下、MaWaSU2)において、1)水道行政の改善を通じた水道セクターの透明性、アカウントビリティ、ガバナンス強化、2)施設整備事業における水道公社の計画・実施能力および各都県の審査・モニタリング・評価能力の強化、3)水道事業に必要な技術基準の作成、4)水道公社の水道事業に関する計画・実施能力の強化に取り組んでおり、現在3名の長期専門家(チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー、業務調整)を派遣中である。今回実施する詳細計画策定調査に先立ち、2023年5月中旬から5月下旬にかけてMaWaSU2の終了時評価を実施し、2023年12月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後の類似事業の実施における教訓を導くこととしてい

¹ The 8th Five Year National Socio-Economic Development Plan (2016-2020), 国家計画投資省発行(2016年6月)

² UNICEF, WHO

る。

また、ラオス政府より、MaWaSU2の後続案件として1)水道セクターにおける法体制整備およびデータ管理システムの構築、2)水道公社の水道施設整備計画の策定能力および各都県の実施可否審議体制の強化、3)水道公社の持続可能な水道事業運営能力の向上、4)ラオス水道協会の運営管理能力の向上を図るべく、「水道公社事業管理能力向上プロジェクト・フェーズ3」(以下、「MaWaSU3」)の要請があり、2023年2月に採択済みである。MaWaSU2終了後、継続してMaWaSU3の実施を検討するため、MaWaSU2の終了時評価調査後にMaWaSU3の詳細計画策定調査を実施する。詳細計画策定調査では、終了時評価調査の結果を踏まえ、DWS並びに関係諸機関と協議の上、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員及び自治体職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2023年4月下旬~2023年5月下旬)
 - ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ラオス側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
 - ② MaWaSUやMaWaSU2等、これまでの協力内容について確認し、本プロジェクトで強化すべき制度、経営、財務分野に関して検討する。
 - ③ ラオス水セクターに関する国家政策、開発計画、関連法案、ガイドライン、マニュアル等について、担当分野に関して整理する。
 - ④ 他ドナーが実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - ⑤ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
 - ⑥ プロジェクトが気候変動適応策として位置付けられるかの検討、及び位置づけられる場合の本プロジェクトの意義について検討する。
 - ⑦ 他の団員が作成する質問票(案)(英文)に対し、取り纏めに協力する。

- ⑧ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加し、会議議事録を作成する。（他のコンサルタント団員が出席する会議／打合せに関する議事録の作成は、コンサルタント団員内で分担する。）

(2) 現地業務期間（2023年5月下旬～2023年6月中旬）

- ① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ② ラオス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、他のコンサルタントと協力しながら会議議事録を作成する。
- ③ 担当分野に関し、ラオス政府からの要請内容、背景情報等先方政府が考えるプロジェクトの内容について確認する。あわせて、JICA が事前に検討したプロジェクト骨子案の妥当性、実現可能性について検討する。
- ④ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ラオスにおける水道サービスの概況
 - イ) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織（DWS、各都県、18水道公社、ラオス水道協会）の職員の能力（キャパシティ）の把握、課題の抽出、今後強化が必要な能力の分析を行う。18水道公社に関しては、JICA クラスタ事業戦略における21のモニタリング指標および各水道公社の水道セクター年報を基に現状と今後の課題を整理する。なお、必要に応じて、他の調査団員による調査および分析にも協力する。
 - (b) MaWaSU および MaWaSU2 で作成を支援したマニュアル、ガイドライン等の活用状況および活用見込み、包括的制度改革戦略（OIDS）法制度整備戦略（PDCDS）の概要、これまでの進捗と今後の課題。
 - (c) ラオスにおいて水道行政を改善するために必要な法制度整備の現状と課題、MaWaSU2 で支援した基金の現状と課題、留意事項の確認
 - (d) ラオス水道セクターにおけるデータ管理システムの現状と課題
 - (e) MaWaSU2 で支援した水道公社の水道事業計画策定能力の確認、各都県職員の実施可否審議に係る能力、審議体制の現状と課題
 - (f) MaWaSU2 で設立を支援したラオス水道協会の組織体制、役割、活動（研修や人材育成など）の現状と課題
 - (g) その他、担当分野における水道行政。事業実施能力向上に向けて本プロジェクトで実施すべき事項、内容の検討
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。

- ⑥ 先方負担事項を整理・検討する。
- ⑦ プロジェクトにおいて必要となる機材を検討し、積算する。
- ⑧ プロジェクトが気候変動適応策として位置付けられる場合の、本プロジェクトの意義を整理・検討する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ラオス事務所等に報告する。

(2) 帰国後整理期間（2023年6月中旬～2023年7月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
なお、調査においてラオスの水セクターや実施機関における具体的な課題や改善を阻害する要因・制約などが明らかになれば、本協力の方向性を見直すことも想定され、国内準備期間中に検討した当初 PDM（案）と比べて大幅な修正が必要となる可能性がある。
- ③ 収集資料を整理・分析する。（収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。）
- ④ 本プロジェクト協力対象となる実施機関に関するリスク管理チェックシート、水道事業体基本情報チェックシートを作成する。様式は別途 JICA から提供する。
- ⑤ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑥ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書（和文3部）

2023年7月14日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

(2) 収集資料一式

(3) 協議議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-12 月追記版）」（以下同じ）の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄バンコク⇄ビエンチャンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
2023 年 3 月現在、ラオス入国における水際対策措置は撤廃されていませんが、日本入国の際は出国前 72 時間以内の PCR 検査陰性結果もしくは有効なワクチン接種証明書の提示が求められます。必要に応じて適宜、PCR 検査代等を見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2023 年 5 月 23 日～6 月 16 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に約 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - 総括（JICA）
 - 上水道管理（JICA）
 - 協力企画（JICA）
 - 自治体連携（日本の水道事業体、最大 3 事業体より 1 名ずつ参团する可能性があります。）
 - 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）
 - 上水道計画（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上